

令和3年6月18日

各建設業関係団体の長
各建設関連業団体の長 } 様

秋田県建設部長

(公印省略)

工事発注等に係るコンプライアンスの徹底に向けた取組について (通知)

本県建設行政の推進につきましては、日ごろ御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

先般、県発注工事に係る官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑により、当部職員が逮捕・起訴される事案が発生し、公正な行政運営に対して、県民から疑念を持たれることとなってしまったことは極めて遺憾なことであります。

今回のような事案の再発防止に向け、現在、工事発注等に係るコンプライアンスの徹底に向けた取組を進めているところであり、その中で執務室への外来者の入室制限等について徹底を図ることとしております。

については、建設業関係者におかれましても、改めてコンプライアンスの徹底を図っていただくとともに、現に受注済の工事や委託業務に関する打合せなどを除き、執務室への入室を制限し、受付カウンターまでの立入とさせていただくことについて、貴会の会員に対して周知してくださるようお願いいたします。

担当：建設政策課建設業班

佐々木、伊藤

TEL. 018-860-2425